

## 平成 17 年度第 2 回帯広市情報審査会議事概要

1 日 時 平成 18 年 3 月 28 日（火） 15:00～16:00

2 場 所 帯広市庁舎 10F 第 5 会議室 A

3 出席者

情報審査会

・長坂会長 ・杉山委員 ・曾我委員 ・千々和委員 ・中村委員

情報審査会事務局（総務部庶務課）

・河合部長 ・八鍬副参事 ・原課長 ・林副主幹 ・長江係長 ・高橋主事 ・松原主事

### 議事概要

1 諮問第 1 号（公文書非開示決定処分に係る異議申立て）に係る審議について諮問事項に係る審議を行い、答申案を作成、決定した。

2 その他

【事務局】 「高齢者バス券交付事業」、「重度障害者等移動制約者タクシー料金助成事業」において個人情報保護条例第 8 条の規定に基づき審査会の意見を聴いた上で、実施機関内で目的外利用することについて、意見を伺いたい。

この審査会の意見としては、平成 8 年 4 月 1 日付で帯広市公文書公開・個人情報保護審査会の答申をいただいている。

答申の中では、帯広市個人情報保護条例第 8 条第 1 項第 4 号の規定により、個人情報の目的外利用及び外部提供を行うことができることとする類型が定められている。

その類型では、「実施機関内で事務の遂行に必要な限度で利用し、又は他の実施機関へ提供する場合で、利用又は提供することに相当な理由があり、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められると認められるとき。」において「事務の執行に当たり市民の負担の軽減、行政サービスの向上や行政の迅速性などを図る観点から個人情報の利用・提供を行うときがある。」場合に目的外利用ができると定められている。

「高齢者バス券交付事業」については、高齢者の積極的な社会参加の促進と健康増進を図るため、高齢者福祉課が実施しているものである。

この事業において、対象者の要件の一つに「介護保険料の所得段階」があり、介護保険料の情報が無いと、市から申請書を送付する際に、事業の非該当者にも送付せざるを得ないこととなり、申請していただいても、結果として非該当となってしまう方が相当数おり、また、その送付費用もかなりの金額となる。

これら为了避免するため、審査会の答申に基づき、介護保険課の所有する介護保険料の所得段階に関する個人情報を必要最小限の情報利用に限り、高齢者福祉課において利用していくこととしたいと考えている。

また、「重度障害者等移動制約者タクシー料金助成事業」については、重度身体障害者の社会参加の促進を図るため、障害福祉課で実施しているもの。

この事業の実施においても「高齢者バス券交付事業」と同様の状況が生じるため、審査会の答申に基づき、介護保険課の所有する介護保険認定者に関する個人情報を、障害福祉課において利用していくこととしたいと考えている。

以上のとおり、答申を適用し、実施機関内で個人情報を目的外利用することについて、審査会の意見を伺いたい。

【会長】 高齢者福祉課の「高齢者バス券交付事業」では、介護保険課の情報を、障害福祉課の「重度障害者等移動制約者タクシー料金助成事業」でも、同じく介護保険課の情報を、個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、利用したいとのことですが、いかがでしょうか。

事業の内容について質疑

【会長】 この取扱いは妥当であるとしてよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 それでは、審査会としては、この取扱いは妥当であると判断することとします。その他なにかありますか。

千葉県では、県議会で個人情報保護法の影響で高齢者や障害者などの名簿が自治体の防災部局に行き渡らず、関係機関が防災目的で個人情報を共有できるよう同法の改正を求めるといような話がありましたが、北海道ではどうなのか。

【事務局】 帯広市の防災会議の中でも、非難時の要介護者の情報をどのように把握するか、個人情報保護法、条例との関係で整理するという方向で動いている。

また、北海道でも、要支援者、要介護者についてのガイドラインを作成し、それを各自治体に配付しているところですが、それはいまのところ具体的なものではなく、保健福祉部門と防災部門が情報の伝達の部分でも、連携、支援していくことが必要であるという内容になっている。

国においても、個人情報保護法との関係は課題としてとらえられていることから、今後、整理されていくのではないかと考えている。

【会長】 その他なにかありますか。

以上で、本日の審査会を終了いたします。